

平成19年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成19年3月8日(木)

議事日程(第2号)

平成19年3月8日午前10時開議

- 日程第 1 議案質疑 議案第1号ないし議案第39号
日程第 2 請願委員会付託
日程第 3 常陸太田市農業委員会委員の推薦について
日程第 4 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
日程第 2 請願委員会付託
日程第 3 常陸太田市農業委員会委員の推薦について
日程第 4 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	11番	茅根 猛 君
12番	菊池 伸也 君	13番	関 英喜 君
14番	片野 宗隆 君	15番	平山 伝 君
16番	山口 恒男 君	17番	川又 照雄 君
18番	後藤 守 君	19番	黒沢 義久 君
20番	小林 英機 君	21番	沢 畠 亮 君
22番	立原 正一 君	25番	生田目 久夫 君
26番	宇野 隆子 君		

欠席議員

10番 高星 勝幸 君

説明のため出席した者

市 長	大久保 太 一 君	助 役	梅 原 勤 君
教 育 長	小 林 啓 徳 君	市 長 公 室 長	川 又 善 行 君
総 務 部 長	柴 田 稔 君	市 民 生 活 部 長	綿 引 優 君
保 健 福 祉 部 長	増 子 修 君	産 業 部 長	小 林 平 君
建 設 部 長	川 又 和 彦 君	金 砂 郷 支 所 長	菊 池 勝 美 君
水 府 支 所 長	根 本 洋 治 君	里 美 支 所 長	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	西 野 勲 君	消 防 長	篠 原 麻 男 君
教 育 次 長	岡 部 恒 雄 君	秘 書 課 長	山 崎 修 一 君
総 務 課 長	大 和 田 隆 君	参 事 兼 出 納 室 長	大 谷 利 行 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	椎 名 義 夫	副 参 事	佐 川 尚 樹
次 長 兼 庶 務 係 長	吉 成 賢 一	議 事 係 長	岡 田 和 也

午前 10 時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は 25 名であります。

便宜欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。10 番高星勝幸君、以上 1 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 議案質疑 議案第 1 号ないし議案第 39 号

議長（高木将君） 日程第 1、議案質疑を行います。

議案第 1 号から議案第 39 号まで、以上 39 件を一括議題とし、通告順に発言を許します。

22 番立原正一君の発言を許します。

〔 22 番 立原正一君登壇 〕

22 番（立原正一君） 22 番立原正一でございます。通告順に、議案第 1 号、2 号、3 号、4 号、5 号、6 号、7 号、8 号、29 号、38 号、39 号の 11 件につきまして、確認の意味で質疑をいたします。答弁につきましては簡潔にお願いしたいと思っております。

初めに、議案第 1 号でございます。質疑の内容だけを申し上げたいと思っております。ここで伺いたいいたしますのは、助役名を副市長に命名する条例でありまして、副市長の名は決して軽く

はないというふうに考えておりました、したがって、業務内容の変動があっても不変ではないというふうに考えますが、真実を伺いたいと思っております。

次に、2号でございます。条例の目的を素直に考察いたしますと、まちづくりを奮い起こす、盛んにするとなりますが、内容を読んでいくうちに非常にわかりにくい。そこで、具体的内容とその詳細をお伺いいたします。

次に、3号でございます。本件は特別会計事業でありまして、条例を読む中で、より不詳となる条例と考えまして、条例をつくるためにはその裏が見えてくるものと考えておりますが、この制定する理由と本来の目的を伺います。

次に、第4号でございます。ここで、3件お伺いいたします。

1件、本条例の目的の真実をお伺いしたいと思っております。

2番目でございますが、市長の任命または委嘱とありますが、任命の目的は何か。私は、これをいつも言っておるわけですが、審議会等につきます任命につきましては、半分は公募にした方がいいんじゃないかということで常に言っておりますが、ここでも、市長が任命する、または委嘱するとありますので、その任命の目的についてお伺いいたします。

3、本条例の制定は本当に必要なものかなということを疑問視するので、それを伺います。

次に、第5号でございます。内容的に、目的と詳細をお伺いいたします。

次に、第6号でございます。これは、休みなく働くことは悪くはないというふうに考えますが、しかし、私どもは人間であるために、休むことも必要であると、大切であるというふうに考えますが、このまず1点でございますが、内容を具体的にお伺いしたい。

2つ目でございますが、自治省系の職員組合があると思っておりますが、その対応は完了しているのか、お伺いいたします。

次に、第7号でございます。まず初めに、介護審査会の委員の件でございますが、これは、3体制を1体制にですか、会長、合議体の長、委員とある者を、介護審査会の委員1本に絞っていくということでございますので、この理由。

それから、2つ目でございますが、日額が大幅に低下しておりますが、この理由と基準はあるのか、お伺いいたします。

次に、19ページに入ってきてまして、ここで、町会長、副町会長、班長、公民館長とありますが、この中の基本給その他が書いてありますが、まず、町会長さんのところでございますが、基本額、区域居住世帯割額が大きな差が出ておりますが、設定額の基準等はあるのか。

2つ目は、次のところ、副町会長でございますが、ここでは、基本額、区域に居住する区割り制ですか、世帯割ですか、居住世帯割が町会長よりマイナス30%になっておりますが、基準はあるのか、その辺をお伺いします。

次に、班長のところで、基本額が副町会長よりマイナス33%減になっております。また、区域居住世帯割がないのは何か、その点をお伺いいたします。

次に、公民館のところに入りまして、公民館の館長、それから主事が大幅にアップしております。この理由と基準についてお伺いいたします。

次に、総括いたしまして、第6でございますが、この改定を、規定を詰めましたのはどういう部門のところであったのか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、8号でございます。25ページでございますが、この本文を読んでみました中で、その他の扶養親族とはだれを指すのか、また、その他の扶養親族は除いてしまうものなのか、その点をお伺いいたします。

次に、議案第29号に入っていきます。初めにページ46でございますが、19節でございますが、そこに水戸地方拠点都市地域整備推進協議会というのがございます。これは、私が議員になりたてに、平成8、9年のころにつきましては、大変な活動の状況が示されたわけでございますが、現状はどのようになっているのか、事業内容の具体的事例と課題というようなことでお伺いいたします。

次に、ページ112でございます。同じく19節でございますが、ここに負担金、補助及び交付金とございます。そこで、説明欄に補助金とございますが、この工水ですね。この工水が常到他企業への支出理由ですね。他企業から補助を受けているわけでございますが、これに対します支出理由と、それから対策についてお伺いいたします。

同じく13節の委託料でございますが、ここで宮の郷工業団地管理業務委託料と書いてあります。400万近い数字でございますが、ここでは、この委託を受けている内容でございますが、当市での管理をいつから受けまして、支出金額、それから今後の動向についてお伺いいたします。

次に、ページ115でございます。ここでは委託料でございますが、13節でございますが、ここで、水府竜神観光施設ほか指定管理料と書いてあります。次の116もあわせてお伺いするわけでございますが、116の里美温泉保養センターほかの管理につきましても、2点でございますが、これの管理制度を取り入れました前後の効果についてお伺いいたします。

次に、117ページでございますが、これは助成金でございます。ここで、都々逸大会費用の削減が大幅にされておりますが、実行時の具体的内容及び今後の運営についてお伺いいたします。

次に、企業会計に入っていきます。企業会計のページ5でございますが、ここにつきまして、第9条に、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額というふうなことが書いてありますが、ここで、その金額を言うわけございませんので、他会計からの補助金を受ける要因と対策、それから効果についてお伺いいたします。これは、常陸太田市の事業関係については大分少なくなっているわけでございますが、金砂郷地区水道事業等には大分額面がありますので、あわせましてお伺いいたします。

次に、ページ15です。ここに昇給についての表が出ておりますが、その中で、まず第1点でございますが、職員数がここでは26名でございます。その中の昇給に係る職員数が、前年度比プラスの2名であります。この辺のところの理由をお伺いいたします。

2つ目でございますが、同じく本年度の号給数別の内訳が大幅に追加、変化されておるわけでございます。その辺の理由と内容をお伺いいたします。

次に、32ページでございます。ここで、一番下の28節に食糧費というのがございます。8万7,000円と出ておるわけでございますが、ほかの部課から見ますと多く感じるわけござい

まして、内容についてお伺いいたします。

2つ目でございますが、節の31でございます。ここに負担金、日本水道協会等負担金とありますが、これらの納入に対します具体的な内容、その辺をお伺いいたします。

次に、38ページでございます。これは、第8条で、前段で申し上げましたように、他、一般会計からの補助ということでもありますので、この件に関しますやはり要因と対策について、この辺をお伺いいたします。

次に、42でございます。ここでも、やはり昇給のところがありますので、この表から見ますと、昇給者が一度に3人となっている、変化した理由を具体的にお伺いいたします。どういふことかといいますと、前年度は2号になっているのが、3号にぽっと出てきましたね。その点でございます。

次に、ページの58でございますが、ここでは、節の18と31についてお伺いいたしますが、まず節の18でございますが、ここで使用料及び賃借料というのがありますね。3,000円でございますが、使用料及び賃借料の理由と目的ですか。

次に、その2つ目でございますが、節の31でございますが、これは負担金と出ておりますが、これのやはり具体的理由と目的についてお伺いいたします。

最後になりますが、60ページでございます。資金的収入及び支出のところでございますが、ここで、目の企業債償還金でございますが、ここで1点お伺いしますのは、企業債の未償還金の残高についてお伺いしたいと思っております。これは、平成18年から19年度見込みで結構でございますので、お願いしたいと思っております。

以上で、第1回の質疑を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 議案第1号、第6号、第7号、第8号の議案質疑について、私の方から順次ご答弁を申し上げます。

まず議案第1号でございます。常陸太田市副市長の定数を定める条例の制定についての、今回、助役から副市長になるこれらの権限を含めてのご質疑をいただきました。

このたび、地方自治法の改正によりまして、今回この改正を、副市長制度に改めるということで提案を申し上げたわけでございます。この地方自治法の改正の内容になりますけれども、従来、地方自治法第167条の中に、「副知事及び助役は、普通地方公共団体の長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する」というような167条の規定があったわけでございます。

この「副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し」、今回新たに「普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり」という文言が入りました。「その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する」と改められたものでございます。

この改正の趣旨、今申し上げた部分でございますが、長を支えるトップマネジメント強化の観

点から、副知事及び副市町村長の職務について、単に内部的な長の補佐にとどまらず、より積極的に長の命を受け、政策及び企画について長に次ぐ立場から関係部局を指揮監督し、必要な政策判断を行うことを明確化するものであるというふうになってございます。

また今回、新たに第2項としまして、「前項に定めるもののほか、副知事及び副市町村長は、普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部について、地方自治法第百五十三条第一項の規定により委任を受け、その事務を執行する」というような条文も追加されてございます。これにつきましては、従来より副知事、助役に対する長の委任は、地方自治法第153条第1項を根拠に行うことができると解されておりましたが、副知事、副市町村長の職務を強化する方向で、規定の明確化を行ったものであります。

なお、今回、この提案をしてあります議案につきましては、改正前は地方自治法の中の第161条に「市町村に助役を一人置く」とあったものが、地方自治法の改正によりまして、「副知事及び副市町村長の定数は、条例で定める」と改正されたもので、今回、条例として提案をしたものでございます。

次に、議案第6号でございます。常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。改正の理由の内容、そして、組合との交渉はどうかというようなご質疑でございます。

今回の改正につきましては、職員の休憩時間制度を整理して、休憩時間を廃止するという改正でございます。公務員の休憩時間は、これまで休憩時間と休息時間が設けられておりました。公務員の勤務条件について、民間準拠が最近強く求められているということで、民間については、労基法の中で休憩時間は定めてございますが、民間においては休息時間というのではないというようなことになっていたわけでございます。

本件につきまして、平成18年3月に、総務省自治行政局公務員部長からの、地方公共団体に対する休息時間の廃止と休憩時間の見直しについて所要の処置を講ずる旨の通知がありまして、あわせまして、茨城県総務部長からも同様の通知を受けております。国においては、既に平成18年7月1日から休息時間を廃止してございます。県内の市町村においても同様に、今回、この休息時間の廃止と休憩時間の見直しというのを実施する予定になっておりまして、この3月議会に提案をしているわけでございます。

この改正によりまして、これまで昼休みの時間、午後0時から0時15分までの休息時間と、0時15分から1時までの休憩時間を合体して、休憩時間1時間と昼休みがなっておりました。4月1日からは、午後0時15分まで勤務をして、1時までの、それから45分が休憩時間ということに、休息時間が15分なくなるということでございます。この休息時間は有給の休息時間でございます。休憩時間というのは無給でございます。そういうことで、休息時間は仮にありましても、職場から離れて自由に使うという時間ではございませんので、従来どおりの執務の中で、それぞれ執務に入るというようなことで、15分間休憩時間の方で調整するというところでございます。

それと、組合との交渉はどうかということでございます。この間、組合の方にもこれらの通知、

当然、当市の組合についても、自治労県本部の中で連絡をとりながらいろいろ協議をしてきた経過はあるようでございますが、当市の組合との交渉の中でも、そういう中で、帰りを5時15分から5時半と15分延ばして、従来どおり昼休みを1時間、そういう案でもどちらでもよろしいんじゃないかということで、今回、組合の方からもいろいろ協議を重ねてきたわけですが、組合の方でも、組合の中でいろいろ内部会議等を開きまして、昼休みの休憩時間45分という部分で、勤務時間を12時15分までにして改正をしていただければということで、これについても、組合の方との合意が成立してございます。

そういう中で、ちなみに県北の市あたりにつきましても、そういうのは同じ、組合は自治労に加盟しておりますし、行政も、行政をやる中で、県北の市あたりとの同じ時間がよろしいんじゃないかということで、それぞれの立場で協議をしまして、県北の方でも大体の市が、この昼休み45分ということでの調整になっているというような内容になってございます。そういう中で、組合とのこういう協議、調整、合意を得ております。

次が、議案第7号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。この改正でございますが、町会長、副町会長及び班長の報酬の改正についてお答えをいたします。

町会長、区長制度につきましては、これまで各地区ごとに市町村合併以前の組織体系、業務内容、報酬額のまま運営をされてまいりました。しかし、市町村合併の効果を発揮し、住民による住みよいまちづくりや地域協働の実現を図るため、自治会組織の統一について、各地区の町会長、区長の代表によりまして組織されました町会組織設立検討委員会において、この間、検討を重ねてきたわけでございます。平成18年3月にこれらの設立が図られてございます。

合併法定協議会の中では、合併をして2年をめどに統一化を図るというような、そういう合併協議会の経過もでございます。その結果、統一組織の原案が、6回の協議を重ねまして、まとまりました。そういう中で、各地区のそれぞれ区長さん、町会長さん、それと、里美地区については公民館長さんという組織で行っていたものを一本化するわけで、それぞれの地区の代表の方にお集まりをいただいて、まとまったわけでございます。この協議の結果を受けまして、平成19年4月から施行するというので、一本化が図られたと。

市民、これらの10名による、そういうまとまった場合の報酬をどうするかというのを、合併時に、合併関係で報酬等を審議する非常勤特別職報酬検討会というのが設立されておりましたので、その報酬検討会の方に諮問をいたしまして、町会長等の報酬が検討され、答申がなされたものであります。今回、その答申に沿って、これらの内容で条例を提案したわけでございます。

そこで、非常勤特別職報酬検討会における、町会長等の報酬の検討経過であります。報酬の算出構造として、基本額と加算額という2段階に分けたわけでございます。加算額に、区域居住世帯割と配布業務世帯割の2種類を設定いたしました。

基本額の性質は、担当する町会の規模、大小にかかわらず、町会役員として身分や責任を有するというので、町会長というのは、町会の中で大変責任が重いということで、その町会長の報酬を一律化にすると。

それと、さらに加算額をつけてはということで、加算額のうち区域居住世帯割、世帯割を入れてはということでございます。極端に言いますと、何百世帯を持っている町会長さんと何十世帯の町会長さんでは、おのずからやはり行動範囲が違うんじゃないかということで、この世帯割を入れるということでございます。

それと、さらに、町会長さんみずからが市のいろいろな配布物を配布する業務に携わっている町会もあれば、従来、区長制度で行ってきました金砂郷、水府地区のように、区長さんみずからは配布業務は行わないで、直接、その下の組織の班長さん組織、連絡員組織の中で行ってきているという……、この連絡員というのが、当市における班長に当たる部分でございます。そういう中では、同じ統一した中で、やはりそういう配布業務をやる町会長さんと、やらない町会長さんの差もあってよろしいんじゃないか。これにつきましても検討委員会の中で協議をして、一本化するんだから、それは当然統一してスタートしてはというような論議も出ました。ただ、そういうやり方をやってきたという背景には、それぞれの地区の、区長会であれば区長会の歴史背景があるので、とりあえずは町会長組織1本でいっても、当面はその業務のやり方については、いずれ町会の中で責任を持ってその業務をすれば、当面はよろしいんじゃないかと。やらないということじゃないということで、そういう中で公平になるように、配布業務までやる町会長さん組織と、配布業務はもう班長から下しかやらないよという組織の中の差を設けてはというような内容で、今回、協議がされたわけでございます。

この町会長と副町会長と班長さんの基本額、それぞれ違ってございます。ただいま申し上げましたように、町会長、副町会長さんというのは、やはり町会の中で選出をされて、非常に責任が重い。そういう中では、やはり町会長さんが一番責任を……、地区のまとめ役ということで、いろいろ陳情も含めて、町会長が行ってきているという経過がありますので、それを10と考えた場合には、副町会長さんというのは、町会長を補佐するというので、その約3割程度。それと、班長さんというのは、地区によつての選出がいろいろでございますが、大体は順番制で回ってくると。そういう中では、業務配布という部分を町会長、副町会長のお手伝いをする、こういう組織の中で町会が動くということですので、それを約1割というような基本額で設定してはどうかということで、内容がまとまったわけでございます。

それと、この報酬、今言った部分については、町会長、副町会長、班長さん、全体の報酬額の約50%、半分は、こういう基本額という形で考えてはいかがかと。それと、さらに、先ほど申し上げました世帯割と業務割、当然、町会には大きな町会と小さい町会があります。そういう中で、一律基本額だけじゃなくて、大きい町会長は世帯が多いんで、小さい町会は世帯が少ないということなので、区域居住世帯割というのを入れてはどうかと。それと、先ほど申しました実際に配布業務をする部分が、班長さん、副町会長さん、町会長さんとあった場合には、この配布業務世帯割も、やはりそういう額を決める中に入れていった方がよろしいんじゃないかということで、町会長さん、副町会長さんには、基本額プラスこの世帯割という加算を設けてあります。それと、町会長さん、副町会長、班長さんまで、この配布業務世帯割というようなものが設けてございます。そういう中で、今回、統一した組織の町会長、副町会長、班長さん、一体の中でのそ

それぞれの基準を設けたわけでございます。

そういう中で、まず、合併する前に支払われている総体の町会長の報酬が、全地区合わせまして約4,350万でございます。今、非常に厳しい中で、業務はふえています、本市としましてはいろいろな補助金の見直しもやっております。そういう中で、それらをもとに、今の割合で算出した内容が、今回の基準となっているわけでございます。そういう中で、今回、これらの基本額以下、加算額、配布世帯割、これらを含めまして、今回、一律した組織と費用の報酬の方の一本化を図る条例を提案したわけでございます。

次が、議案第8号でございます。常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。この中で、現行の常陸太田市給与に関する条例の一部改正で、条例第11条の3項のその他の扶養親族という内容についてのご質疑でございます。

現行の条例第11条3項に定めるその他の親族は、配偶者以外の扶養親族で3人目以降の者をいうということで、現在、この3項の中に、1号は配偶者、2号が子・孫から5号まで、障害者までの規定がございます。それらの中で、2人目までが現在6,000円で3人目からが5,000円と、その他ということで5,000円になっていました。これを、その他の扶養親族というのを今回とりまして、扶養親族については、1人目から全部6,000円になるというような、そういう意味の一律6,000円の扶養手当が支給されるという改正でございますので、その他の親族というのは、今まで2人目までを区別してきました。3人目からはその他の親族と言っていたものを、今回なくしまして、1人目からすべて6,000円になるという条例の改正でございます。

以上です。

議長（高木将君） 市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 議案第2号常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第29号平成19年度常陸太田市一般会計予算のご質疑にお答え申し上げます。

まず、議案第2号常陸太田市まちづくり振興基金についてでございますけれども、この振興基金は、市民の一体感の醸成及び地域の振興を図り、まちづくりに資するため、合併特例債を活用して設置するものでございまして、その運用益金を平成20年度から見込んでおります。

それでは、運用益金をどのように活用するのかということでございますけれども、この活用方法につきましては、平成19年度において、市民、自治会、グループ、団体等が企画提案しましたまちづくり事業の実践に対して、支出できるようなシステムの検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、議案第29号の一般会計予算についてでございます。予算書46ページにございます水戸地方拠点都市地域整備推進協議会でございますけれども、この協議会は、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律によりまして、「地域社会の中心となる地方都市及びその周辺の地域の市町村からなる地域」、「自然的経済的社会的条件からみて一体として整備を図ることが相当と認められる地域」について、県知事が地方拠点都市地域として指定したも

のでございます。

地域内の10市町村により、地方自治法第252条の2第1項に基づく協議会を設置しているものでございます。この協議会においては、地域内の港湾機能や、首都圏、北関東各県、東北圏へ延びる広域交通体系を生かし、さらには一体的連携のもと、地域の特性を生かして地域の拠点性の向上と均衡ある発展を目指し、基本計画の策定、見直しや研修会等を実施しているところでございます。

現状における課題としましては、地域内の各市町村の合併によりまして地域が広がっておりますので、計画のさらなる見直しが必要となっております。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 議案第3号常陸太田市農業集落排水事業債償還基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定理由と目的についてお答え申し上げます。

これまで、農業集落排水整備事業の実施に当たりましては、国庫補助事業の裏負担の一部に県からの補助金があったが、制度改正に伴い、今後は、市が裏負担分の事業債を起債した上で、その償還財源として、県より新たに推進交付金が交付されることになりましたことから、その受け皿として、基金を設置することとなったものでございます。この推進交付金は、事業債の償還財源として基金に積み立て、適正に運用する必要がありますことから、今回条例を制定するものでございます。

なお、制度改正に伴う国庫補助事業の市負担は、従前の100分の15から100分の12.5と軽減される内容となっております。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 議案第4号常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置事業運営審議会条例の制定について、3点ご質問をいただきましたので、お答えをいたします。

最初に、この条例、審議会の設置目的についてであります。当市の下水道等の整備につきましては、生活排水ベストプランに基づき進めているところであります。種類といたしまして、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、地域下水道、合併処理浄化槽がございまして、この中の合併処理浄化槽には個人設置型と市町村設置型がありまして、里美地区で行ってありました戸別合併処理浄化槽設置事業は、市町村設置型であります。この事業の特徴は、市町村が設置主体となって、戸別の浄化槽を特定の地域を単位として整備するものでありまして、維持管理については市が行い、良質な水環境が保たれておりますことから、全地域に普及させてまいりたいと考えております。このため、公共下水道事業及び農業集落排水事業との分担金や使用料の整合性を図る必要から、提案したものであります。

次に、組織で、任命の目的は何か、公募は考えていないのかについてであります。この審議

会の設置目的は、事業を推進する上で円滑な運営を図るためのものでありまして、市長の諮問に応ずる組織として規定いたしました。市長が任命または委嘱することについては、基本に、公平負担の原則がどこにあるかを審議するものでありまして、合併間もない状況であり、地域条件が違う各地区の声を反映させたいため、4地区から受益者を代表する方を幅広く、そして数多く選んでいきたいと考えております。

また、審議会をつくることは不可欠なのかについてであります。下水道整備に関する審議会については、常陸太田市下水道事業運営審議会、常陸太田市農業集落排水事業運営審議会がございまして、今回、新たに常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置事業運営審議会をつくりますと、3つの審議会になります。この際に審議会の一本化を検討しましたが、国の所管庁を見ましても、国土交通省、農林水産省、環境省と事業ごとに分かれており、それぞれ事業目的や受益者範囲及び要件が微妙に違っておりまして、新たに制定することといたしました。

今回の審議会については、補助事業要綱においても、必ずしも設置しなければならない制約はありませんが、既存の審議会において審議するのはなじまないことと、市民の受益者負担の公平性を重視し、常陸太田市独自の判断をするためのものであります。

以上でございます。

議長（高木将君） 里美支所長。

〔里美支所長 大森茂樹君登壇〕

里美支所長（大森茂樹君） 議案第5号常陸太田市生活支援促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について、及び議案第29号平成19年度常陸太田市一般会計予算書のご質問にお答えいたします。

議案第5号常陸太田市生活支援促進施設の設置及び管理に関する条例の制定の中で、施設の設置目的につきましてお答えいたします。

これらの施設につきましては、従来、各町会に建てられておりまして、地域の公民館として利用されておりました施設が30年以上を経過し、老朽化が著しいため、建てかえするに当たり、山村振興地域指定の新山村振興等農林漁業特別対策事業の国庫補助事業を活用し、建設したものであります。今後におきまして、地域のコミュニティセンターとして、さまざまな事業に利用していただきたいと思います。

なお、詳細につきまして、まず、小中地区に建てました施設につきましては、対象世帯数が202世帯、対象人数が631人、補助対象の事業費としまして2,635万5,000円。それから、施設の規模としましては、平家建てで210平米ほどでございます。もう1カ所の上深荻大菅地区につきましては、対象世帯が187世帯、人員が539人、補助対象事業費としまして3,308万5,000円となっております。また、施設の規模につきましては、214平米となっております。

施設の補助率につきましては、国が50%、県が10%、市が40%となっておりますが、ほとんどが過疎債の充当となっております。また、施設の特色としましては、まず、出入り口をスロープ、それから、施設のバリアフリー化、水洗化、特に女性のトイレを広目につくったこと、

それから、調理実習室を広目にとったこと等、地元建設委員会を立ち上げて検討した結果の施設でございます。

次に、議案第29号平成19年度予算書の中で、指定管理としての効果についてのご質問にお答えいたします。

予算書116ページ、4目観光費の中の13委託料里美温泉保養センターほか指定管理2,900万円の内訳につきましては、総合交流ターミナル、ふれあい館に1,200万円、里美カントリー牧場、まず1つはプラトーさとみに700万円、小里牧場に1,000万円の、計1,700万円となっております。

平成17年度につきましては、温泉保養センターの収益により、プラトーさとみの損失分、年約700万円を補っておりましたが、温泉保養センターの収益減や、小里牧場の和牛の導入費用、及び和牛は育成期間のため、販売収入が見込めないこと等によりまして、平成18年度から財団法人里美ふるさと振興公社を指定管理者として指定に当たりまして、その当初の指定期間においては、プラトーさとみの維持管理費用として700万円が指定管理料に含まれたため、増となったものであります。

今後におきましては、里美牧場に新たに6基建設され、計7基となった風力発電施設を観光資源として活用し、また、喜ばれるメニューの開発に取り組むとともに、職員の接客マナー等、資質の向上を図り、入り込み客の確保と経営改善を図り、指定管理料の削減に向けた積極果敢な施策の展開を進めるよう、指導してまいりたいと思っております。

また、小里牧場におきましては、導入牛等が販売できる平成21年度からは経営安定が見込まれますので、指定管理料の削減が図られることと、大いに期待しております。

以上です。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 議案第7号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての中で、介護認定審査会の委員の報酬について、2点のご質問にお答えをいたします。

まず、3つの区分、会長、合議体の長、委員を1つにする理由でございますが、介護保険制度の開始当時につきましては、要介護度の認定審査判定に時間を要するなど、審査会の運営をまとめていく会長、合議体の長の負担が重かったところでございますが、現在は、審査判定も効率的に進められておりますことから、負担も軽減されておまして、報酬を一律とするものでございます。

次に、2点目の、日額1万4,000円とする理由、基準でございますが、現行の3区分の報酬につきましては、制度施行時、国の概算要求で、介護保険事務費交付金に要する経費の中で、合議体の長が2万3,500円、それから委員が2万300円とされていたため、これらの額等を参考に、現行の報酬としたものでございます。この保険事務費交付金は平成15年までで廃止されておまして、現在は特に基準は設けられておりません。したがって、1万4,000円とす

る理由につきましては、現行の審査判定が効率的に進められていることや、財政的な面も考慮の上で、さらに近隣市町村の報酬等を参考に、月額1万4,000円としたものでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育次長。

〔教育次長 岡部恒雄君登壇〕

教育次長（岡部恒雄君） 議案第7号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての中、公民館長、主事の報酬改正についてお答えを申し上げます。

アップの理由、それから基準というふうなことでございましたけれども、公民館の職員の配置、報酬につきましては、平成17年度から、合併前の常陸太田市の職名及び報酬に統一した経過がございます。しかし、常陸太田地区だけに嘱託職員の配置、水府地区、里美地区には2名の主事を配置など、それぞれ体制が異なっていたことから、この間、館長会議の場で職員の統一について協議を重ねてきたところでございます。

現在の勤務体制でございますが、館長につきましては規定がございませんが、常陸太田地区では、毎月10日前後、年間にいたしますと約100日程度、その他の地区で、毎月3日から7日でございます。主事につきましては勤務規定なしで、常陸太田地区で毎月7日前後、その他の地区では毎月5日前後。その協議結果、職員の体制を全館とも館長以下週3日勤務の主事を1名置くことに決まったところでございます。

また、報酬額につきましては、合併時の常陸太田市の報酬額は平成7年4月1日 12年経過されてございますが、改正されたものであり、その後の見直しが検討はされましたけれども、合併を機に見直すということで、見送られてきた経過がございます。最近の公民館の役割を見ますと、単に社会教育法事業のみでなく、社会福祉協議会、体育協会、学校と連携した事業など、地域コミュニティの中心的な役割を担っていることをかんがみ、今回、合併後の公民館職員体制を統一することになった次第でございます。

なお、主事につきましては、週3日を勤務することで、茨城県の最低賃金である時給655円をクリアする額にしてございます。館長報酬につきましては、県内の非常勤特別職で当市と類似しております取手市、常総市、潮来市、常陸大宮市、鹿嶋市、以上等を参考にしながら、今回ご提案を申し上げた次第でございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 議案第29号一般会計当初予算、予算書112ページでございます。1項の商工費1目商工総務費19節負担金、補助及び交付金の中の工業用水道事業会計への補助金につきまして、お答え申し上げます。

常陸太田工業団地は、昭和52年に日立工業地区として通産省の工場適地の指定を受けまして、県開発公社が事業主体となりまして、整備が行われたものでございます。これまでの企業進出に

よりまして、資産税や雇用場所の確保など、地域への波及効果は見られるものの、用水型の工業団地として分譲を進めておりますが、産業構造の変化などにより、水を多く消費する形の産業から節水型の産業に移行している企業環境の中にありまして、工業用水の需要が伸びないでいる状況にあります。

このような中、工業用水道の予算では、供給能力日量6,000立方メートルに対しまして、契約給水量は日量2,308立方メートルと未売水が多いために、工業用水道事業会計に収入の不足が生じますので、事業の安定運営のため、収支の不足額を補助金として支出しているものでございます。

今後の企業誘致に当たりましては、できる限り水利用の企業の誘致に努めまして、契約給水量の増による工業用水道事業の安定を図っていきたくと考えております。

次に、117ページ、同じく商工費4目の観光費19節負担金、補助及び交付金の中の、都々逸全国大会の助成金についてでございますが、都々逸全国大会は、市長を大会長といたしまして、観光協会長を実行委員長に、県内の民謡関係団体及び市内の文化団体連合会や都々逸保存会、民謡協会などによる運営委員で実施してまいりました。

昨年の20回大会を終了いたしましたして、費用対効果の面から、運営の方法を転換して大会を継続する方策を検討してまいりましたが、市内在住の運営委員の皆さんとの検討・協議の結果、実行委員会など運営組織の見直し、各賞品の見直し、審査員・ゲスト出演者の見直し、都々逸勉強会の方法、これらの見直しなどによりまして、経費を圧縮することにより、これまでと同程度の大会を開催できるのではとの結論をいただいておりますので、規模といたしましては昨年と同程度の大会を開きたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 金砂郷支所長。

〔金砂郷支所長 菊池勝美君登壇〕

金砂郷支所長（菊池勝美君） 議案第29号一般会計予算、112ページになりますが、商工費商工振興費の中の13節委託料でございます。宮の郷工業団地管理業務委託料365万6,000円の内容についてお答えをいたします。ご質問は、まずこの業務がいつから始まったのか、それから支出金について、最後に今後の動向についてということでございます。

まず最初に、いつから実施をしているのかというご質問ですが、この管理業務は、平成14年4月から実施をしております。これは、平成14年3月に、茨城県から当時金砂郷町に道路のり面等を譲与するという契約書を締結してございます。それに基づきまして、実施をしております。

続いて、支出金についてでございますが、常陸大宮市との共通部分の除草業務、これは行政界を道路としたための道路等ののり面、さらには調整池等を年に2回実施を予定しており、費用としまして155万円、予算を計上いたしました。また、常陸太田市単独部分の除草業務といたしまして、主に公園、駐車場、市道のり面等々を年に2回実施を予定しておりまして、その費用といたしまして130万円を予算計上いたしました。そのほかごみの不法投棄対策費や芝生への肥

料散布，これら等々で80万6,000円を予算計上いたしたわけでございます。

最後に，今後，この管理業務の動向ということでございますが，先ほど申し上げましたように，平成14年3月に茨城県と締結をいたしました譲与契約書に基づき，さらに，今後も常陸大宮市との共通部分の作業部分もでございます。これら面積割にしまして，36.8%の費用を常陸大宮市から負担をしていただいているという状況もでございますので，今後も引き続きこのような状況の中で管理業務を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 水府支所長。

〔水府支所長 根本洋治君登壇〕

水府支所長（根本洋治君） 議案第29号平成19年度一般会計予算，115ページ，13節の水府竜神観光施設ほか指定管理料についてのご質疑にお答えいたします。

まず，水府竜神観光施設等の管理の経過についてであります。平成17年度までは，施設の管理業務委託という方法で行ってまいりましたが，平成18年度から現在のような指定管理者制度を導入いたしました。指定管理に伴う効果であります。業務委託であった平成17年度は5,127万2,000円，平成19年度予算は4,427万円と，700万2,000円の市費の削減をすることができたものであります。

今後とも，指定管理者である水府振興公社とともに，さらなる経営の改善を図って，市費の削減に努めてまいりたいと思っております。

議長（高木将君） 水道部長。

〔水道部長 西野勲君登壇〕

水道部長（西野勲君） 議案第38号及び第39号のご質疑にお答えをいたします。

初めに，議案第38号水道事業会計予算の5ページでございますけれども，一般会計補助金の理由と対策及び効果についてでございますが，常陸太田地区分といたしましては，2,183万3,000円の補助金でございます。これは，第7次拡張事業によりまして，西河内上町，それと西河内下町の一部及び上大門町の中山間地域における未給水区域解消事業，さらには，町屋町初沢地区及び真弓町の台地区を合わせまして実施した企業債の利息分につきまして，一般会計との取り決めのもと，補助金を受けているものでございます。これらの地区は，性質上，効率的な経営を行っても，経営に伴う収入のみをもっては，客観的に経営が困難と見込まれるためのものでございます。

次に，金砂郷地区で1億2,732万4,000円の補助金でございますが，この内訳は，赤字補てん分といたしまして9,909万9,000円。これは，対前年度比14.3%の減，額で1,656万2,000円の減でございます。それと，宮の郷工業団地分は，常陸大宮市の管理分としまして607万7,000円，本年度，瑞竜浄水場へ施設の一括管理のための監視盤移設2,214万8,000円でございます。

金砂郷地区は，小規模な3つの浄水場により主に中山間地域を給水エリアとしているため，非常に効率が悪く，給水量が少ない割に施設費が非常に高くなっております。そのため，平成17

年度決算では、減価償却費 1 億 4,267 万 9,000 円、企業債利息 7,537 万 6,000 円、企業債の元金 9,265 万 2,000 円と固定費が著しく高いため、供給単価が大きく左右されますことから、一般会計からの繰り入れをなくしてしまいますと、給水原価であります 1 トン当たり 300 円台の水道料金になってしまいます。当面は、一般会計からの繰り入れによりまして、現行の水道料金を維持してまいりたいと思います。

次に、対策と効果でございますけれども、常陸太田地区の補助金は、年々減少をする見込みでございます。金砂郷地区でございますが、効果的な施設の管理運営を図るため、新年度の予算で、瑞竜浄水場において監視及び管理の一元化をするための当初予算を計上させていただいております。また、組織の改組を行い、効率的な事務事業の推進を 19 年度から行ってまいりたいと思います。さらに今後は、常陸太田地区及び金砂郷地区の施設のネットワーク化を図ることによりまして、効率的な水運用を図り、小規模施設の統一を行い、施設の費用削減に努めてまいりたいと思います。

次に、15 ページの昇給の関係でございますけれども、昨年とことしと昇給が違うのはなぜかということでございますが、平成 18 年度に給与構造改革が行われまして、従来の 1 号給分が 4 号給に細分化されました。この改正によりまして、1 年間の基本昇給は 4 号給となりますが、18 年度から 21 年度までは、昇給を 1 号抑制するというような人事院の基本方針に基づきまして、平成 19 年度は、1 年間の基本給 3 号となりました。18 年度は、昇給月を 1 月とする新制度がスタートした年であり、4 月から 1 月までの 9 カ月の期間を乗じて昇給させたため、2 号給の昇給が中心となったものでございます。

それに、昇給する人数の増加したのということでございますが、18 年度は、旧市町村間の調整により昇給延伸措置があったため、昇給する人数が少なくなったところでございます。

次に、32 ページ、28 節食糧費 8 万 7,000 円の内訳でございますが、昨年度から、小学生を対象といたしましたふるさとの水づくり事業、これは 7 月に行いますので、飲み物代としまして 250 人分 3 万 7,500 円の計上をしております。それと、庁舎内の庁用茶ということで、水道課分、金砂郷分としましては 2 カ月分、それと、浄水場がございまして、それらを 4 万 1,000 円計上しております。それに、施設等に対応するためのお茶代としまして 8,500 円の計上となっております。

31 節負担金 50 万円の目的でございますけれども、これらの負担金につきましては、日本水道協会、太田労働基準局協会、安全運転管理者協議会、水道技術センターほか 5 協会の負担金でございます。それぞれ目的は異なりますけれども、日本水道協会の目的を申し上げますと、水道協会主催の研修会に参加することによりまして、専門技術の習得、水道協会での研究成果の活用、災害時における全国水道事業者との連携、また、新聞、月刊誌などの提供を受けてございます。

次に、議案第 39 号工業用水道事業会計の 38 ページ、一般会計の補助金の理由と対策というご質疑でございます。

太田の工業用水道事業につきましては、供給能力が 6,000 トンに対しまして、契約水量 2,308 トンでございます。現在、各企業において、水道料金以外に協力金をお願いしております。

その上一般会計からの補助を受けて、赤字を埋め合わせしている状況でございます。減価償却費及び企業債元金償還が年々減少していくために、繰入額は減少する見込みでございますが、繰入金が消滅するまでには至っておりません。引き続き工業用水を使用する企業の誘致をしていく以外に、抜本的な対策は困難なものと考えております。

金砂郷の工業用水道事業につきましては、現在給水事業所がありませんので、工業用水を使用する企業が立地するまでの間、一時企業会計を凍結できるかどうかの方法について、研究をしていきたいと考えております。また、組織の改組に伴いまして、工業用水の事務事業の一括管理により、人件費の削減に取り組んでまいります。

47ページの昇給の関係でございますけれども、これは、水道事業と同様、給与構造改革によるものでございます。

58ページ18節使用料及び手数料の3,000円でございますけれども、これは、市役所にあります印刷機の使用料でございます。

31節負担金13万1,000円の内訳でございますが、これは、工業用水道協会負担金及び研修会参加負担金等でございます。目的は、水道協会と同様に、工業用水道協会主催の各種研修会に参加することにより、専門的技術の習得、工業用水道協会の研修の成果などの活用、災害時等における全国工業用水道事業者との連携などでございます。

60ページの企業債償還に関しまして、平成18年度、平成19年度末の企業債未償還残高の見込みでございますが、平成18年度末の見込み残高につきましては、予算書の52ページ、5資本金(2)借入資本金イの企業債の額4億7,919万3,505円でございます。また、19年度の見込み残高につきましては、予算書54ページ、5資本金(2)借入資本金、企業債の額4億3,579万1,505円でございます。

以上でございます。

議長(高木将君) 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番(立原正一君) 2回目の質疑に入ります。ただいま、大変な長距離のところをご説明いただきまして、過半はわかりましたものですから、二、三お伺いをいたしまして、終わりたいと思っております。

まず初めでございますが、議案第3号でございます。5ページでございますが、ここで説明いただきましたが、ここでは名称が変わりまして、推進の補助金というふうなことの基金を積み立てするんだということでございますが、その基金の額面はどのようになっているのか、その点をお伺いいたします。

次に、5号でございますが、ここではいろいろ説明いただきまして、細かなことまでやったわけでございますが、建物を建てるということでございますので、これは一応理解いたします。結構でございます。

7号でございますが、ここで、まず2点なんです、19ページの方でございますが、班長さんのところに、本来であれば班長さんの業務というのは、いろいろチラシを配布する役目という

ふう聞いておりますものですから、ここには区域居住世帯割というものが入ってもよろしいんじゃないかというふう考えるわけでございますが、その点をお伺いします。

それから、公民館の方の件でございますが、これにつきましては、公民館長さんが年額6万から10万になるわけですね。それから、主事の方が、従来年額3万5,000円が、改正によりまして月額が6万5,000円。6万5,000円といえますと、これが12カ月になりますから、公民館長さんの年額10万円に対比しますと、相当数多くなるわけでございますが、この辺で、長であります公民館長さんがこれで理解するのか、了解するのか、その点をお伺いしておきたいと思っております。

次に、水道関係の企業会計でございますが、いろいろ説明をいただきまして、内容はわかりましたが、まず、他会計からの繰り入れにつきましては、現状の中では、用水等だけでは利益金が出ないと。したがって、現状どおりの一般会計からの補助に頼るほかないということでございますが、やはりこういうものにつきましては、投資効果というものを考えますと、やはり水事業に対します……、用水だけでできない、工水だけでできないとなれば、水事業が、今は農政関係も非常に水不足ということでございますから、そういうところも考えれば、何か方策は出てくるだろうというふうなことを考えまして、その点を再度質疑いたしまして、私の質疑は終わります。ありがとうございます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 議案第3号常陸太田市農業集落排水事業債償還基金の積立額についてでございます。対象を現在2地区としてございまして、中野小島地区につきまして2,600万円、それから、佐都4地区につきまして2億3,000万円、合計2億5,600万円を見込んでございます。

議長（高木将君） 教育次長。

〔教育次長 岡部恒雄君登壇〕

教育次長（岡部恒雄君） 議案第7号についてお答えをいたします。公民館長の了解が得られるのかというふうなご質疑でございましたけれども、この間、公民館長の会議、あるいは関係者との会議の中で、理解を得られたというふうに理解をしています。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 議案第7号につきまして、再度のご質疑にお答え申し上げます。19ページで、班長さんの関係の2回目のご質疑でございます。

町会長、副町会長の中に、居住区域世帯割があって、班長さんにはないのはいかがでしょうかということでございます。町会長、副町会長さんにつきましては、やはり町会の代表ということで、それぞれ先ほど申し上げましたけれども、責任度合いというのが大変多いということで、2年ごとの改正ということでそれぞれ改選を行っていただいている。再任は妨げない。そういう中で、町会長さ

ん、副町会長さんの選考に当たっては、それぞれの地区で大変ご苦労をして、市全体の町会のそういう組織の中で、町会の役割分担を担っていただいているというようなことで、この町会長、副町会長さんが大きく重きをしようというような部分が内容になってございます。

そういう中で、班長さんにつきましても、先ほど申しましたように、選出方法はいろいろな町会の中での決め事となっています。順番制もあればいろいろでございますけれども、そういう中で、町会長、副町会長さんの業務の手助けをしていると、各班に1人ずつ置いて、そういう業務に当たっている。特に配布物、こういう業務が主体になっているいろいろ動いているというようなことで、この班長さんの中に、加算額として配布業務世帯割というのを入れたというのは、これにつきましては、それぞれ町会長さん等が世帯割を入れたことによりまして、配布する場合に、大変多い班と少ない班もございます。そういう中で、町会長、副町会長さんの加算額の中の居住世帯割に相当する部分を、配布業務割というようなことで、班長さんの方の手当を考えているというようなことでございます。

以上です。

議長（高木将君） 水道部長。

〔水道部長 西野勲君登壇〕

水道部長（西野勲君） 大きな意味で水対策というお話がございました。それぞれ、工業用水、水道事業、水利権というものがございまして、そういう中の制約がございまして。なかなか……、農業用水という話がありましたけれども、非常に難しいものだと思っております。

それと、水対策としましては、水道部といたしましてのスタンスでございますけれども、水道部は、常時給水義務というのがございます。したがって、今の水道のコンセプトも、安定した水、安心して飲める水、おいしい水というようなコンセプトの中でやっておりますので、それらの実施に向けた事業を推進することが、水道部の務めだというふうに思っております。

以上でございます。

議長（高木将君） 次、26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 26番宇野隆子です。私は、提出されております議案39件のうち、7件について質疑を行います。

まず、議案第2号ですけれども、常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について質疑いたします。

第1条を見ますと、設置の目的ということで、市民の一体感の醸成及び地域の振興を図ることとあります。そのために、新たに基金を設置するという条例でありますけれども、新年度予算で見ますと、3億8,000万円上がっております。これまでの説明によりますと、特例債の17億3,000万円のうち、枠いっぱい16億4,000万円発行すると、このように聞いております。

市長の施政方針の中では、市民の自立的な活動や支援などに活用するとありますけれども、この基金の考え方、活用の考え方、どのように進められるのか伺いたいと思います。

次に、議案第3号常陸太田市農業集落排水事業債償還基金の設置、管理及び処分に関する条例

の制定について伺います。

この条例につきましては、先ほどもお話がありましたけれども、設置の目的の理由として、これまで事業費の15%を県が補助金として出していたものを、交付金として10%支給と、このように制度が改正になったと。補助金から交付金に変更になったということですが、交付金となりますと、今後どのように交付されるようになるのか、伺いたいと思います。

またその際、県からの交付金、基金の積立額、また第6条には処分ということで、地方債の償還に充てる場合に限り、その一部または全部を処分することができるということでもありますけれども、1つの事業で償還期間は大体30年と見て、据え置き5年、この間ずっと積み立てていくわけですが、この中では、処分ということで、例えば繰り上げ償還、あるいは取り崩し償還という方法があると思いますけれども、この第6条の考え方についてお伺いをいたします。

次に、議案第4号戸別合併処理浄化槽設置事業運営審議会条例の制定についてですが、この件につきましても、先ほど同僚議員からも質問がありました。この戸別合併処理浄化槽については、里美地区のみでこれまで行われてきたと。現在、9割近くでこの事業が完了していると。住民は使用料のみ納めるだけで、分担金は無料であったということをお伺いしているわけです。里川の水を守る、里川の水を利用する。下流に住む私ども市民にとっては、こういう事業が進められたということについては、やっぱり安全な水、きれいな水を飲むことができるということで、大変ありがたく思っております。

しかし、今回、その処理事業に対しては、下水道、農業集落事業とそれぞれあるわけで、先ほどのご説明の中では、こういう戸別合併処理浄化槽設置事業を全地域に普及していきたいと。その下水道、農業集落との整合性を図るためにこの条例をつくったというような説明がありましたけれども、それで、今回決めたことは、第2条、市長の諮問に応じ3項目にわたって審議すると、審議委員会をつくるということで、1つは戸別合併処理浄化槽使用料に関することと、2つ目に戸別合併処理浄化槽設置分担金に関すること、3つ目にその他戸別合併処理浄化槽設置事業の運営について市長が必要と認めた事項に関すること、こういうふうに3項目ありまして、里美地区においては、合併後、今度は負担金についても有料になるということで、非常にサービスの低下につながると、このように……。これはさておいて、こういうことも問題があると思いますけれども、そういうことで、審議会で審議をする内容があります。

そして、組織として第3条で、審議会は委員20名以内をもって組織すると。4地区から幅広く委員さんを任命あるいは委嘱するということですが、この中に4項目、市議会の議員、学識経験を有する者、受益者を代表する者、市の職員とありますけれども、この配分についてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

それから、私は、市の職員を任命または委嘱するということでもありますけれども、どのような関係の職員を入れるのか。客観的に見て市の職員は、審議会で必要に応じて説明の場に出席するというようなことはあり得ると思いますけれども、例えば審議会で、じゃあ分担金を今度幾らにするのか、使用料を幾らにするのかというときに、市の職員がそこに委員として加わって、賛成、反対と言うことは、そこには少し問題があるのかなというふうに感じるわけですが、その

辺をどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

先ほどもお話しされましたけれども、下水道事業運営審議会、農業集落の運営審議会の中にはそれぞれ市の職員が入っているというような話がありましたけれども、私は、この場合には市の職員というのは除いてもいいのではないかなと。説明の場には臨んでいただくと。そういうことの方が、公正で、審議会運営がやりやすく進むのではないかなというふうに考えますが、市の職員ということで挙げた理由について伺いたいと思います。

議案第5号につきましては、先ほどの同僚議員の質疑の中で、説明については理解できましたので、飛ばしたいと思います。

議案第6号常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について質疑したいと思います。労基法の中で、1日6時間を超える勤務の中では、45分以上の休憩時間は与えるというようなことになっておるようですけども、私は、組合の役員さんたちとも、この内容についてお話ししましたので、詳細についてはわかっているんですけども、ですから、組合でも了解したということで、それはそれで組合の方の件を尊重するんですけども、でも、私がここで聞きたいのは、例えばこれまで60分の休憩時間があって、やはり昼休みはゆっくりと休むということは必要なことだと思うんですね。例えば、今地方分権の中で非常に仕事が煩雑、忙しくなっている状況、それから、結構職員の中でも、本人自身の責任もありますけれども、健康管理があまりよくいってなくて、病気がちだというような方などもおります。そういう健康管理。あるいは15分就業時間を延ばして、5時15分から5時半までにするということになると、日が長くなりまして、春、夏あたりは、5時半というのは、働いていてもそう遅い時間ではないというようなことも言えますし、15分延ばすことによって住民サービスにもつながるのかなと。そういうことも私自身は思ったんですね。

ですから、これまでの60分の中で休憩と休息と入れて、やっぱりゆっくり休んで、職員同士とのコミュニケーションも図りながら、そして午後の仕事につくと。それには、やはり15分削減するというのは、いろんな面で影響が出てくるのではないかなというふうに考えているんですけども、執行部としてはどのような考えで組合と協議されたのか。こういう健康面、あるいはサービス面、そういうこととあわせて協議されたのかどうか、その辺の内容を伺いたいと思います。

次に、議案第9号中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正についてなんですけれども、この中の28ページに新旧対照表がありますけれども、保証人及び担保ということでの第9条ですね。これまでは、連帯保証人1名以上を付すと、そのほか云々とありますけれども、今回の改正案では、原則として法人代表者のみとし云々とあるわけですけども、この「原則として」という意味について伺いたいと思うわけです。

法人が自治金融の融資を受けるときに、連帯保証人をつけなくなったと。何々株式会社代表だれだれで済むというようなことで、一部、貸す側にとっては保証が確実になるということが言えると思いますけれども、例えば、中小企業ですからもちろん個人も入るわけですけども、個人が借りる立場からすると、原則として法人代表者のみということになりますと、連帯責任者が非

常に狭められるのではないかなど。だから、貸す側、借りる側のこういう立場からしますと、この辺はどのように検討されたのか伺いたいと思います。

最後に、議案第12号ですけれども、この議案第12号の常陸太田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、議案第5号、あるいは議案第11号とも関連しておりますけれども、これまでの旧公民館があったわけですけれども、これを統廃合して小学校校区に2つということでは公民館をつくって、そして、これまでの公民館を、議案第12号の中で、コミュニティセンターとしてこれからは活用するというところの条例が出ておりますけれども、この管理運営ですけれども、維持管理ですね、これは何をもって決めていくのか伺いたいと思います。光熱費、その他もろもろかかりますし、こういう部分についてもどのように決めていくのか、その考え方について伺いたいと思います。

以上7件について、1回目の質疑を終わります。

議長（高木将君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後1時00分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 議案第2号常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてのご質疑にお答えいたします。

この基金の活用の考え方でございますけれども、具体的には19年度において、他の先進市の状況等も研究しながら構築してまいりますけれども、一例としましては、住民組織やグループなど市民が企画提案しましたまちづくり事業を審査・評価の上選定し、当該事業に対する助成や住民組織等への委託などを行うことが考えられます。

今後、第1条の目的でございます市民の一体感の醸成、地域振興に寄与するまちづくり事業に活用できるよう、そのシステムづくりを進めてまいります。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 議案第3号常陸太田市農業集落排水事業債償還基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定に伴う推進交付金及び処分についてお答え申し上げます。

初めに、推進交付金についてでございます。中野小島地区分につきましては、平成18年、19年度事業分として2,600万円を、佐都4地区分につきましては、平成19年から22年度事業分として2億3,000万円、合計2億5,600万円が、平成19年から平成22年にわたり県より交付されることになってございます。

次に、基金の処分についてでございます。条例の第6条に基金の処分について定めがございま

して、農業集落排水事業に係る地方債の償還に充てることとなるものでございまして、県の見解といたしまして、どの年度の償還財源に充当しても問題ないこと、また、繰り上げ償還など償還方法につきましても市の判断で可能である旨、確認をさせていただきます。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 議案第4号の中で、2点についてお答えいたします。

最初に、第3条の委員の配分についてであります。今後、委員は20名以内で配分を検討していますが、今のところ、市議会の議員は2名程度、学識経験を有する者5名程度、受益者を代表する者はより多く、市の職員は2名程度の案を考えております。

次に、市の職員の必要性和、どんな関係の職員かについてであります。下水道関連の事業を進める上で、国の補助金については、地域再生計画に基づく汚水処理交付金で対応するわけでありまして、国の方針は、内閣府が総括となりました。汚水処理交付金の考え方ですが、省庁を越えて汚水処理の普及を連携して推進するので、一定のエリア内で実施する公共下水道、集落排水、浄化槽の施設を連携して整備できるように、事業間で融通可能とするので、地方の自主裁量を尊重する観点から、既存の都道府県構想にとらわれず、市町村の自主性、裁量よりも最も効率的な整備手法の選択として、市町村による新たな整備計画を策定することを可能としています。

しかし、実際の補助金は、依然として国土交通省、農林水産省、環境省が担当することに落ち着いてしまいましたので、本市としては、関係部との施策の整合性や、生活環境を担当する市民生活部との横の情報共有が不可欠でありますので、専門性を生かして審議に参加させるものであります。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 議案第6号の常陸太田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてのご質疑で、特に職員の健康管理、あるいは住民サービス等を考慮して、組合とどう協議してきたかというご質疑にお答えを申し上げます。

今回の改正に当たりまして、さきの立原議員にご答弁申し上げました内容のとおりでございます。市といたしましては、議員ご発言のとおり、職員の健康管理、住民サービスの向上、こういうのを前面に出しまして、執行部案として、休息時間の廃止と休憩時間を午後0時から1時までの1時間としまして、勤務時間を午前8時30分から午後5時30分までとするというようなことを、職員組合に提示をいたしました。

これを受けまして、組合でも、組合内部で職員に対しましてアンケート調査の実施を行ったというような話も聞いております。そういうアンケート調査の結果、集約を行って、休憩時間を午後0時15分から1時までの45分間としても、職員の健康管理上大丈夫だというようなこと、さらに、勤務時間については現行どおり8時半から午後5時15分までとするというようなこと

で、特に組合としても、休憩時間につきましては、労働基準法に準じて45分をお願いしたいというような要望がありました。

執行部としまして、この勤務時間の改正につきましては、同じ自治体で働く公務員としまして、じゃあ、近隣の同じ立場の公務員の勤務時間についてはどうなのかというのも、今回、執行部側としてそれぞれ調査をしまして、意見交換をしましてまいりました。特に同じ近隣、先ほど立原議員にもご答弁申し上げましたが、日立市、北茨城市、高萩市、それとお隣の那珂市、常陸大宮市、いずれも本市と同じように休憩時間45分という形で考えていると。そういうことで、今回いろいろ協議をしてきた結果、組合の方の意見もそういうことで一致をいたしましたので、そういう内容で今回、お昼休みの休憩時間は無給になる時間でございますが、労基法にも照らしまして、45分といたしたわけでございます。

以上です。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 議案第9号常陸太田市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改正についてのご質疑にお答えいたします。

「原則として」の意味、また、改正前と後での取り扱いについてのご質疑でございますが、本条例の第9条では、連帯保証人及び担保について定めております。これまでの取り扱いでは、個人事業者につきましては1名以上、法人につきましては法人代表者のほかに1名以上の連帯保証人を求めていましたが、改正後は、法人の場合は法人代表者を連帯保証人とし、個人の場合は必要ないものとしたものです。

また、条文中「原則として」との表記につきましては、特別の事情がある場合を除き、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しないものとするものです。

特別な場合とは、1つとしまして、実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人または申込人、法人の場合は、その代表者ととも当該事業に従事する配偶者等が連帯保証人になる場合でございます。この場合、会社のオーナーとして経営に深く関与している者や、名目上妻などを名義人としているが、実際は実権を握っている経営者に参画している夫などでございます。

2つとしまして、本人または代表者が健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合でございます。

3つとしまして、総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼があり、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があったときなどでありまして、この場合、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼かどうかの判断は、保証協会が行うものとなっております。

以上の特別な場合の理由以外での連帯保証人の徴求はしないこととなります。

なお、本条例の本改正の背景としましては、第三者保証人の徴求について、人的担保に依存した保証、特に経営に関与していない者に負担を課すことは好ましくないとする社会的な要請が高まっているとした、経済産業省からの通達に基づく改正でございます。

以上です。

議長（高木将君） 教育次長。

〔教育次長 岡部恒雄君登壇〕

教育次長（岡部恒雄君） 議案第12号の常陸太田市コミュニティセンターについての質疑にお答えをいたします。

議案第11号でご提案申し上げましたとおり、里美地区にございます公民館9地区を2館にした経過もございます。施設の今後の維持につきましては、施設管理の維持費及び土地の借用料につきましては、暫定的に市で支払い、その後は、施設のある町内に移譲したいというふうに考えてございます。具体的には市の負担は、建物損害共済保険、水道料、電気料、浄化槽使用料、浄化槽保守点検委託料、放送受信料等でございます。なお、町会からご負担をいただきますのは、暖房用灯油代、ガス代、電話代等が考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の議案の質疑を行います。

議案第2号ですけれども、先ほどの基金の考え方、あるいは活用の考え方、その進め方について伺いましたけれども、金額が最終的には16億からということですから、住民グループ、あるいは住民団体等々に支援していくという意味では、このあたりですと、ある程度ソフト部分にもかかわるかなという感じもするわけですが、金額的にハード面の場合に、どういうふうに進めるのか、この点でのみ伺いたいと思います。

議案第3号農業集落排水事業債ですけれども、詳細については大体わかったんですけれども、推進交付金となると、これがどのように当市に交付されてくるのか、その仕組みについてのみ伺いたいと思います。

議案第4号ですけれども、戸別合併処理浄化槽設置事業についての運営審議会の設置についてですが、この第3条の組織ですけれども、委員20名以内をもってということで組織すると。ということをやるかというのは、先ほどのことを繰り返しますけれども、市長の諮問に応じて下記に掲げる事項について審議するわけですね。使用料、あるいは分担金に関する事、またそのほかは、運営について市長が必要と認めることということですね。そういうところから見ると、市議会議員は議会から2名と、学識経験者5名、受益者を代表する者はより多くということで、市の職員が2名ですから、20名以内というと、大体5割近くが受益者を代表する者ということになるのかなと思うんですけれども、十分こういう問題に明るい方を人選していただきたいと思いますが、私が問題にしました（4）の市の職員ですけれども、市長の諮問機関として運営する審議会ですけれども、ここにやはり2名の職員を入れるということは、客観的に見て妥当ではないというふうに思うんですね。

ですから、この事業に対して必要なことについては、こういう審議会から説明を求めると、出席を求めると。そして、そういうところで、そういう場に出て説明をするのみでよろしいんじや

ないかと、審議会のメンバーには除くべきではないかなと私は思うんですけども、その辺はどのように考えているのか伺いたしたいと思います。

第6号ですけども、これは、先ほど総務部長からも詳しくご説明いただきましたけれども、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、組合がこういうことで合意したということですから、特に何も言うことはないんですけども、やはり私は、これまでどおりの朝8時半から仕事をして、5時15分までの勤務時間帯で、やっぱりお昼はゆっくり、60分は必要なんじゃないかなと、そこら辺を思ったわけですね。いい仕事……、やっぱり仕事をミスしないという意味でも、食事をして、ちょっと休んで、心を切りかえてまた仕事に臨むと、それにはやはり60分必要なんじゃないかなと。そういうふうにすると、組合の方では15分勤務時間を延ばすほかないですから、5時15分が5時半までと。そういうことで、職員によってもいろんな条件の違いはそれぞれ持っているわけですから、アンケートの中で、従来どおり5時15分までにして昼休みを短くするというで合意したということについて、それはそれで仕方がなかったのかなと。

でも、執行部としては、そういうふうな健康管理、あるいは住民サービスということを中心として組合と折衝したということについては、よかったなと。そういうところで進められたのは、執行部の考えとしては、私の考えもそういう考えを持っていましたので、よかったなと思っております。

9号の中小企業資金の融資あっせんについてはわかりました。今後、こういうところだと、少し、これは懸念かもしれませんが、例えば、じゃあ全部法人化すると、連帯保証人もいないで、これまでよりも有利に、簡単に借りられるということになると、1人でも法人にはなれますけれども、そういうことで、法人法人とだれもが法人になって、数年前に問題になった外形標準課税ですけども、今は大企業だけにかけていますけれども、こういうところがまた小さい法人にもかかってくると、困るなと。どういう背景からこういうことが出たのかなということも少し心配にはなるんですけども、先ほどの話の内容で、今の制度の中身についてはわかりました。

議案12号ですけども、これについてもわかりました。少し細かく言えば、当面の間というのはいつぐらいのことを指しておっしゃっているのかなと。そこら辺でもし、ちょっと細かいですけれどもご答弁できれば、半年でも当面ですし、二、三年先までは今までのままというようなことなのかどうか、そこら辺もしお答えできればお願いいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 議案第2号に関します第2回目のご質疑にお答え申し上げます。

この基金の運用に関しましては、第4条に規定してございますように、あくまでも果実運用益金の活用でございますので、基本的にはソフト事業を考えてございます。なお、ハード事業につきましては、その時点で別途検討を要することと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 議案第3号常陸太田市農業集落排水事業債に係る推進交付金交付の仕組みについてお答え申し上げます。

まず、年度当初の4月から6月にかけて交付申請を実施し、その後、事業の実績報告書の提出を行います。それを踏まえて、県より交付になるという流れのようでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） ただいまの、市の職員が委員になるということは妥当ではないのではないかというご質問をいただきましたけれども、類似の下水道運営審議会、農業集落排水運営審議会におきましても、市の職員が4名程度入っているわけでございますので、やはり国と県の関係もありますので、関係部との施策の整合性や専門的な判断の観点から、やはり市の職員は一、二名程度は必要だと思っております。

議長（高木将君） 教育次長。

〔教育次長 岡部恒雄君登壇〕

教育次長（岡部恒雄君） 議案第12号の、当面とはどの程度のことかというふうなお尋ねがございました。

5号で提案いたしました建物は新しいですが、それ以上に古いというふうなものは、28年くらいのがございます。老朽化も著しいものもございますし、各町内の実情もおありになると思います。各町内とご協議をしながら、随時協議検討をさせていただく期間というふうにご考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第29号から議案第39号まで、以上11件については、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第39号まで、以上11件については、12人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、木村郁郎君、深谷渉君、鈴木二郎君、益子慎哉君、深谷秀峰君、平山晶邦君、成井小太郎君、福地正文君、高星勝幸君、片野宗隆君、山口恒男君、宇野隆子君、以上12人を指名したい

と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました12人を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

議長（高木将君） この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後1時36分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長 山口恒男君 副委員長 片野宗隆君

以上であります。

次、議案第1号から議案第28号まで、以上28件については、お手元に配付いたしてあります議案等委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 請願第1号 医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願

議長（高木将君） 次、日程第2、請願第1号医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、お手元に配付いたしてあります請願文書表のとおり、文教民生委員会に付託いたします。

日程第3 常陸太田市農業委員会委員の推薦について

議長（高木将君） 次、日程第3、常陸太田市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

農業委員会委員の推薦については、指名推選の方法により、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 今、異議ありとの声が上がりましたので、起立によって採決いたします。

農業委員会委員の推薦については、指名推選の方法により、議長において指名することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、指名推選の方法により、議長において指名いたします。

地方自治法第117条の規定により、後藤守君の退席を求めます。

〔18番 後藤守君退席〕

議長（高木将君） 農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、常陸太田市農業委員会委員には、常陸太田市内田町3288番地の1大内美和子さん、常陸太田市折橋町397番地吉沢美枝子さん、常陸太田市白羽町1496番地後藤守君、以上3名を指名推選いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名推選いたしました大内美和子さん、吉沢美枝子さん、後藤守君の3名を、常陸太田市農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選いたしました大内美和子さん、吉沢美枝子さん、後藤守君の3名を、常陸太田市農業委員会委員に推薦することに決しました。

後藤守君の除斥を解除いたします。

〔18番 後藤守君入場〕

日程第4 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

議長（高木将君） 次、日程第4、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

茨城県後期高齢者医療広域連合は、本市を初め県内全市町村で組織し、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、後期高齢者の医療給付、保険料の賦課及び保健事業に関する事務などを行う特別地方公共団体であります。

広域連合は、本年1月24日に設立され、設立後初めて行われる広域連合議会議員の選挙です。市議会議員から選出される広域連合議会議員の推薦候補者が、広域連合規約第7条第2項第3号で定める議員定数8人を上回ったため、県内各市議会において選挙を行うことになったものです。

この選挙は、広域連合規約第8条第3項の規定により、県内すべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知はいたしません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者名及び得票数を報告することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者及び得票数を報告することに決定いたしました。

た。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（高木将君） ただいま出席議員は25名であります。
候補者名簿を配付いたします。

〔事務局候補者名簿を配付〕

議長（高木将君） 候補者名簿の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔事務局投票用紙を配付〕

議長（高木将君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔事務局投票箱を点検〕

議長（高木将君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

木 村 郁 郎 君
鈴 木 二 郎 君
益 子 慎 哉 君
平 山 晶 邦 君
福 地 正 文 君
菊 池 伸 也 君
片 野 宗 隆 君
山 口 恒 男 君
後 藤 守 君
小 林 英 機 君
立 原 正 一 君
高 木 将 君
宇 野 隆 子 君

深 谷 涉 君
荒 井 康 夫 君
深 谷 秀 峰 君
成 井 小 太 郎 君
茅 根 猛 君
関 英 喜 君
平 山 伝 君
川 又 照 雄 君
黒 沢 義 久 君
沢 畠 亮 君
梶 山 昭 一 君
生 田 目 久 夫 君

議長（高木将君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

議長（高木将君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に

5番 益子慎哉君 18番 後藤守君

を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

〔開票〕

議長（高木将君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数25票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票25票。

有効投票中、

高木将君	21票	佐藤文雄君	1票
小松崎常則君	1票	永山堯康君	1票
根本榮君	1票		

以上のおりであります。

この選挙の結果については、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第8条の規定に基づきまして、直ちに広域連合議会議員選挙選挙長へ文書をもって報告いたします。

議長（高木将君） 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時52分散会